

本庄キャンパスにおける喫煙場所の指定等について

平成24年 6月14日
国立大学法人 佐賀大学
本庄地区安全衛生委員会

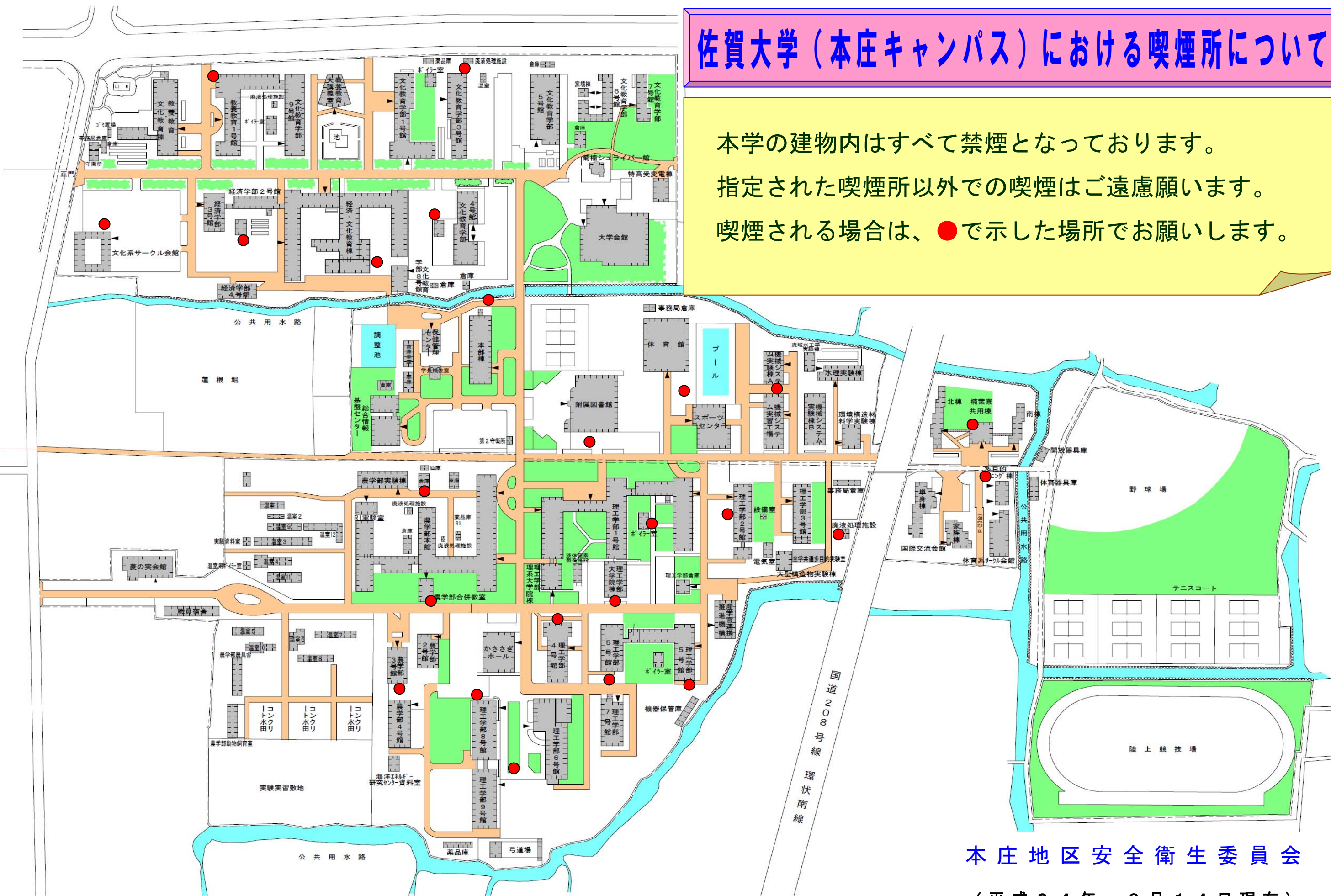
国立大学法人佐賀大学本庄地区安全衛生委員会内規（平成17年6月7日制定）第3条第1号に定める「職員の危険及び健康障害を防止するための基本対策に関すること。」について調査・審議した結果、本庄キャンパスで行動する教職員・学生等のすべての者への受動喫煙防止のため、本委員会は、喫煙場所等について下記のとおり定めましたので励行願います。

記

- 1 本庄キャンパスの建物屋内は、すべて禁煙とする。（この場合における建物屋内とは、共有部分・個室のすべてをいう。）
- 2 本庄キャンパスの建物屋外は、別紙1に指定する喫煙所を除き、禁煙とする。
- 3 上記2で指定する喫煙所は、直近の建物の出入り口又は窓等から煙の流入のない場所に設置するものとする。喫煙所には別紙2の喫煙所等の表示をし、灰皿と消火のための用水を備えたものでなければならない。
- 4 喫煙者は、自ら上記2で指定する喫煙所の浄化に努めるものとする。
- 5 教職員は、指定された喫煙所以外での喫煙者に対し、指導を行うものとする。
- 6 上記2で指定する喫煙所の汚損又はマナー違反等著しい場合は、本委員会は、その指定を取り消すことがある。

佐賀大学（本庄キャンパス）における喫煙所について

本学の建物内はすべて禁煙となっております。
指定された喫煙所以外での喫煙はご遠慮願います。
喫煙される場合は、●で示した場所をお願いします。



本庄地区安全衛生委員会

(平成24年 6月14日現在)

1 喫煙所の表示



2 喫煙マナーの表示

